제804호 1911. 10. 27.

京城新報

人の一生は重き荷を負ふて遠き道を行くが如し急ぐ可からず

發行所 京城 京城新報社
仁川支局
東京支局

雜録

●新領土の舊山河(五)

▲鴨綠江(四) 奥 紐

◎煬帝は辛うじて江頭に還するを得たり、次で高句麗征討の軍を起せし唐の大宗は遂に江を濟せずして歸れり、以後久しく馬を江頭に進めたる人無し、江は新羅及高麗の國境となつて常に北方の勢力を阻止したりしも遂に永く自然の城砦たる能はざりき、契丹一度起るや、大河巨流、畢竟一葦の勞耳、聖宗の軍四十萬平夜にして渉り與化鎭(義州)を陷るや高麗の山河守なく、北方夷狄の跳梁に委し高麗の衰運端を茲に展けり。

◎高麗の德宗敬康王は北邊の守無きを邦家の憂となし、平章柳韶に命じて其國防を創設せしむ、鴨綠江海に入る處より起つて東朔州等十四州に跨り、延袤千餘里 次で靖宗容惠王立ち等しく北國の警を爲す、然かれども社稷内患のより甚しきを如何。

◎加之、遼の衰ふるや金起り、金復た北邊に勢を收むや大遼江を超て犯す、北邊常に其患絶ねず、既に蒙古鐵木眞位に即き四方を攻略するや、半島亦其鐵騎の蹂躙する所となる、一去一來、蒼流は常に波立て、遠來の客を渡し、江水は朝夕騰萬の騎駿に飲まれたるなり。

◎蒙古統一の業成りて國號を元と改む半島の北部悉く其有となり、鴨綠江亦國境たるの實を亡へり、元の天下を保つ僅か九十八年、蓋白頭山頂の雪、解けて未だ江口に出でざるの期間耳、元の末世、明起るや、高麗朝、首尾兩端を持して國歩定まらず、時なる哉、俊傑李成桂あり、王辛耦の命を承け北方遼東を攻め元軍と相應せんとす、成桂元を扶くる意無し、其不可なる所以四を陳す、聽かれず、曹敏修左軍を統べ成桂右軍に將とし其衆十萬、平壤を發し遼東に向ひ、すでに鴨綠江を遡り成化島に次す。

◎時に五月、霖雨かすべし、然かれども軍士皆戰を欲せず成桂亦敢て進まず辛耦、崔瑩しきりに是を促して止まず成桂夙に大志あり期を圖り人心の歸向を察し事を成さんとす、乃ち諸將を召して曰く若し上國の境を犯さば罪を天子に得て、宗社生民の禍立どころに到らむ、予順逆の理を以て上書して師を還さむことを請へども王省みず、瑩亦遼して聽かず、卿等と還つて王に見ゑ親しく禍福を述べ君側の姦を除き以て生靈を安せんにはと。

◎成桂の巧慧なるや先づ王の命を迎へ軍を一にして後に諸士の意を察して、其歡心を買ふ、各將期せずして贊し猶て命を聽き、響となす、事大半既に成れりと云ふべし、一度軍を班すや天下の計自ら成桂の双手に落つ、彼の爲に鴨綠江は實にルビコンたりしなり。成桂李朝五百年の基を開きし所以、是を初むるに倭冠を以てし、是を成すに鴨綠江班軍の一擧を以てせりと云ふ可し、大國此江に負ふ亦大也矣。

●變哲學 夢涯子

○酒を飲むは醉はんためなりさるを人多く其の酒量の多きを以て誇らんとす、勸進ひも又甚だしからずや

○同上と申すことは高きを競ふ事なり我儕は既に處世の巷に立つて足踏み之らしたりもう起きるも面倒なり此儘横に過はんか勝手也

○余適々戯れてヨボに其命を一萬圓にて買はんと問ふヨボ眞面目に答へて半殺しにて五千圓にて賣らんと、金儲けは夫れなり以て座右の銘とす可く言ひ得て妙なり

○借主沈落して保證人の○○に懸合へば拙者借りる時の保證はせしが返す時の保證はせずとイツかな聞かず果は公明正大とか申す判官樣の御捌きに裸になつても返す可きもの也と聞いて襟垢ピカピカの唐棧に裾縺々の一枚着を脫いで跡は褌一つと恐れ入つたる愛嬌者惜しい事には彼れの名を逸したり

○星黨は未だしほらしき所もある彼の不平屋の奈翁何人ぞ彼れビスマーク何者ぞと云ふに至つてはこれが現代的ダワチと言ひ度いがチト閉口する彼か三更人靜まつて寂寥の夜半魂消ゆとき枕頭を濡らす白露を見ずや昇ぐに免狀無く囓る可き脛は細く頼む可き技術は無し彼れが悲憤は是れなり淚はこれなり是れが現代的ダワチ

○頃日華嚴の瀧へ崙嵩を連れて死に行きし當世男ありきと譯の解つた男なり陽氣な情死も亦一興とでも考へた者かホレーションの哲學見に何等のオーソリチーなる者以來野暮を盡したあの瀧へ今晩アリーとか何とかつて陽氣にドブーンそこで浮いたア浮いたあならん

外事一束

△征討● 軍本營信陽停車場に在り軍の主力河南湖北を越へ廣水驛に進軍志先

△鋒既● に漢口の北五清里劉家廟に在り英艦從軍武官附剛を拒まれ北京に返

△川島● 司令官報告に曰く第三旅團漢軍にて劉家廟に着すや革軍の砲擊に逢

△ひ倉● 皇退却し士氣沮喪す舊式水師革軍に投じ漢口商務總會革頭目黎に秩

△序回● 復を請願すと云々と袁世凱出廬の準備彰得驛に旣に整ふと或は近きか

△消政● 府軍費五百万兩の新借款未だ米國銀行に申込なし但缺乏急は事實也

△資政● 院開院式頗平穩上諭に曰く國政を洞觀し輿情を熟審し克く忠愛なれ

△露都● 風聲鶴唳北京頗危險なり近清帝日本に蒙塵せんと北京恂々たれば也

◎新刊紹介

●朝鮮家庭新聞 編輯振りの號を逐ふに從つて整頓するは嬉し唯記事の前號に比して稍落寞の感あるは嬉しからず活來の「大活動」に序幕ながら呼物となりしに拘はらず大事の本號に於て休載とはアッケなし切々の勉勵を望む(一部四錢京城南山町三丁目朝鮮家庭新聞社)

●株世界 「孤立の西園寺內閣」說の可否は兎も角鋒鋩山犀利なり「鄭船增資問題」「東西兩株式取引所の比較研究」內容のある文字なり(一部十五錢大坂市東區今橋北浜株式店北友會)

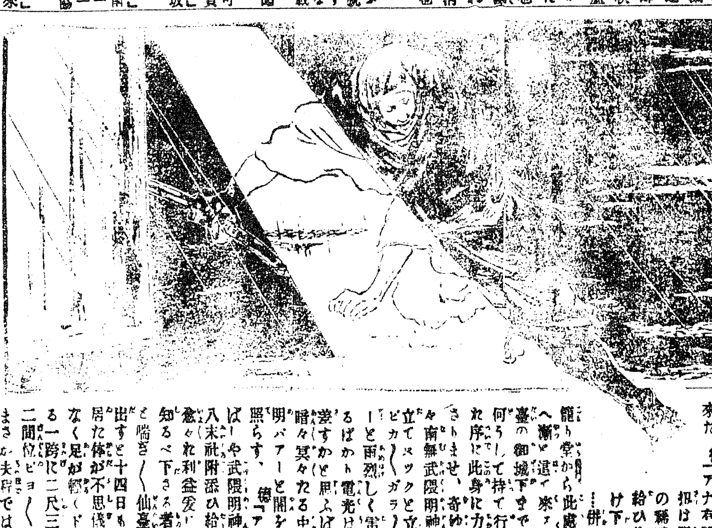
●貿易 「外米輸入稅を全廢する建議」は讀むからに意を強うするに足る「南清貿易につきて」「現代思想に對する一見解」其の他の論說何れも讀むべし(一部十錢東京々橋區宗十郎町日本貿易協會)

●繪葉書世界 「繪葉書の前途を祝す」「旅行と繪葉書」「教育と繪葉書」讀み來れば繪葉書の使命の重大なるを想はしむ(一部十錢東京神田柳原川岸永井三星堂)

梁川庄八

第十九回 小金井蘆洲 演

德川幕府の頃は、村正の一刀を携へる人に祟りをすると云て武士は持たん者だと云つた、村正が常に祟をすると云ふ譯はない、非常に斬れる刀で持つ人の德が薄いから害をなすのだ、享保五年五月八日に野州佐野の絹買次郎左衛門が吉原の遊廓で百人の人を殺めました世に吉原百人斬と云傳へますが、彼一刀が籠釣瓶と稱へる名刀、水も溜らんと云處から籠釣瓶と銘を付た、彼刀は大和郡山本多大内記の家來都築武助高繁が彼の刀のために、入重短主水を斬て本家を浪人をして、流れ〳〵て野州佐野の絹屋次郎兵衛方に寄食をして不過に此世を去る時遺言をして讓つたのを、死後次郎兵衛が家の什寶として秘藏して居た、夫を悴次郎左衛門が帶用した爲に、吉原に大慘劇を演出したのです、畢竟帶すべき德のない人が持たからです、今德兵衛の前に落ち朝に附て居る刀が其村正の名刀、奧州信夫郡鉛岡山館持入千石原田民部、と人が毎々戰場で大功を顯はした利器なのだが、自分一代は宜いが子々孫々に至て若し此刀のために害をなすやふな事が有てはならんと、志慮の深い人ですから、武隈明神へ納めた名劒でございます、德兵衛嘆いて居ましたが氣を取直し、我を忘れて 德「ウム若し此名劍が若旦那樣の手にあつたらば、甚んな嚴重な牢でも破れぬ事はあるまい、此刀を牢へ入れろと云れ告げかしらん」と思はず知らず其刀に手を掛け握り詰めると自づと五体に勇氣を增して來た 德「アナ有難し忝なし扨は明神樣奇代の瑞瑞を顯はし給ひ此刀をれ授け下されしか……併し老年のれ



龍ヶ堂から此處まで來るさへ漸ど這ッ來ッ位是から仙臺の御城下まで五里の道程何うして持て行かれやう、れ序に此身に力を添へて下さりませ、奇妙頂來々々々々南無武隈明神樣」と願を立てスックと立上る、ザア ピカ〳〵ガラ〳〵〳〵ザア ーと雨烈しく雷鳴け耳を破るばかり電光は目に燦刀を差すかと思ふばかり、四邊暗々冥々たる中に一道の光明パアーと闇を破つて道を照らす、德「アラ嬉しや悅ばしや武隈明神樣には八百八末社附添ひ給ふと承る、愈々れ利益を顯はれて道知るべ下さる者と覺へたり と喘ぎ〳〵仙臺を指して驅出すと十四日も斷食をして居た体が不思議や何の苦もなく足が輕く、ドン〳〵走る一跨に二尺三尺又は一間二間位ピヨン〳〵驅られる、まさか夫程では有ますまいが、無事に夜の三更過ぎに仙臺の城下廣瀬川に築出た一構てう藻庭の邸の裏手まで着きました、如何共牆壁高く嚴重にして容易に這入る事が出來ませぬ、一心凝つた德兵衛。德「此處まで來たなれど此刀を若樣に渡す事が出來なければ今迄の苦心は水の泡……助け給へ明神樣」と其塀へ飛付や否や、是も又何の苦もなく身を躍らして邸中へ飛下りた、雨、風、電光、雷鳴、は一段劇しく荒れるザアーザ、〳〵、ピカツ〳〵、ガラ〳〵〳〵、ゴロ〳〵〳〵、忍び込んだ身には屈竟な天候、何處に主人は居る事であろうと拔き足差し足、彼方此方を探して歩く内に、ピッカ々々と……閃いた電光に、乾の方の鬼門除稻荷の森の傍に嚴重に建つた假牢が見へた、今夜の暴風雨且つ疲れきつて居る庄八だから、何事も有る氣遣はないと牢番の者も居ない 德「扨は彼處に若旦那は入れられて居でか」と忍び寄て窺よと、栗の五寸角を隙間もない程に打すくめ出入の格子には頑丈な錠が卸してある、又も閃めく稻妻に透し見ると、荒蓆の上に庄八日々の拷問に氣も衰へ窶れ果てし五体も疲れ、兩手を支へてウムウムと呻く聲が聞こへる、此有樣み見るより德兵衛堪りかね、双眼より流るゝ淚瀧の如くピタッと牢の格子に身を寄せて 德「若樣々々」と呼ぶ聲の庄八耳に入て、又牢番が嘲弄致すのかと思ながら眼を開いて透し見れば、何んぞ圖らん岩沼の德兵衛ですから、夢ではないかと打悅び、我を忘れて格子の側に這寄て、狹き格子の間から手を出し 庄「ヤアー德兵衛か」と德兵衛の手を捉つかり握つた 德「若樣……、淺間敷御姿になりなり遊ばしましたな、ナゼ斯を討たしやつたら大手を振つて此圖を立退なさりませぬ、若樣が此牢に打込まれ拷問をれ受なさると聞きまして、何うぞれ助け申たいと存じまして、此親爺が一心不亂に斷食をして武隈明神樣を祈つた甲斐あつて十四日目の今夜神樣から此名刀を授りました、是を入れて進せますから甚らぞ此牢を破つて下さります」



제804호 1911. 10. 27.

京城新報

大彗星の出現 戒心して益あり

昨紙電報欄に掲載せる如く、平安北道にては、二十五日夜明近く東天に首尾共に鮮明なる大彗星現はれ、又釜山日報にも其電報欄中に二十五日拂曉慶尙南道長承浦に於て光芒三四間の長きに亘る大彗星現はれたり、と掲載せり。而かも地方にて彗星を目擊せし者が、之を新聞社に電報せる所以のものは、古來より、彗星の出現は不祥事の前兆なりと稱へられをるが爲、世人の注意を喚起せんとするに外ならざるなり。想ふに科學の進歩せる今日、彗星の出現と見て深憂を抱くが如きは一の迷信に過ぎずとなす者あらん。然りとて、歷史ト彗星の出現せし年に、世間の耳目を聳動せしむ可き變事の起りしを載せ特に、史實なるもの人心を感動せしむること大なるを思はゞ、彗星が不祥事の前兆なりと云ふ傳説を決して排斥すべきにあらず。吾人素より世說の悉くに信を措かず、其荒誕無稽のものに對しては極力之を除くに躊躇せざる者なるも、彗星の現はれしにより、上下共に顧慮する所あり、以て治者は政治上に一段の注意を加へ、民心を失ふてとなきに努め、被治者は各々相戒めて其業に勉勵なすが如きは、其原因が假りに迷信より來れりとするも、之に由つて上下の輯睦と調和は保たれ、國政の進歩改善を見るの結果を生じ、從つて平素の習慣は不祥事をして乘ずるの間隙を與へず、遂に國家をして安穩の境に立たしむるものなりと言はざるを得ざるなり。彼清國に見よ、彼國民は獨くより揚雄の四知說に感化され、就中天知るてふ事に重きを置き、常に星を祭りて國家の泰平と私人の幸福を禱れり。故に彼清人の彗星に對する感念は更に一層甚だしく、現に今年は彗星の現はるゝ年なり必ずや我國に一大變災あるべしとは過般來彼等の每に唱ふる所なりしに、彼國民の上下は之に對して豫め備ふることなく、即ち自ら省み自ら戒むる事を忘れしがため、今や中清を擧げて動亂の巷と化せしむるに至れり。清國今回の變亂が所謂歷史の繰返しに過ぎずして、彼國体より判して怪しむに足らざるは云ふ迄もなく、彼にあつては勝てば官軍、負れば賊軍なり、乃ち勝者を以て優とし、敗者を以て劣とし、其正邪善惡は一に政治の良否を以て分つのみなれば。若し清國民にして常に口にせる彗星不祥說に顧みて上下意志の疏通を圖り協力一致政治の改良に努めなば、或は斯程迄に大なる禍亂を醸すが如きことなかりしならむに。今に及んでは最早如何ともす可からざるに到れり。吾人は亦あらざれば、清國の問題に就ては、吾人は大に鑑戒すべし。偶々彗星出現の報に接し此說をなす。

北京特電

▲四川官軍逃走 四川の新軍は逃走し城內一体に興漢の旗を翻して革命軍に投じ官吏の大くは逃亡せり

▲袁世凱編成 袁世凱は自ら軍隊の總指揮を取る目的にて自己の直隷總督時代の幕僚三十名を集め且つ新兵を募り二十五大隊の兵力を造る事に決し其費用を度支部に要求せり

▲巡撫印綬引受 只今日本公使への情報によれば長沙の革命軍は巡撫に印綬の引渡しを迫れり各國領事館居留民は避難の準備を成しつゝあり

▲革命黨と獨逸 革命黨は獨逸が清政府に對し武器の供給は勿論多大の便宜を與ふる事を探知し甚しく惡感を抱き居れり

▲袁世凱形勢觀望 袁世凱は病に托して容易に起たず恐らく[illegible]

▲叛徒赦免上諭 清國政府は叛徒の降服者赦免の上諭を發したるも一名の降服者なく之に反し官軍中[illegible]

▲盛宣懷の彈劾 盛宣懷は鐵道國有を主唱し之が爲に借款を行はんとするは即ち今回の動亂の源なりとて資政院は[illegible]

東京電報

▲朝鮮教育勅語 [illegible]

▲南京地方危險 南京來電によれば[illegible]

▲清公使と留學生 清國留學生中四川省の留學生は今回の紛亂の爲め學資の送金絕えたるより二十五名は同國公使館に押掛け補助を請求したるも公使館にては二週間內に諾否の回答を與ふべしとて[illegible]

●朝鮮貴族賜餐 天皇陛下には來る二十八日芝離宮にて李王世子李埈公以下[illegible]趙重應の兩子以下十餘名に午餐を賜ふ

●松石部長待命 參謀本部第一部長陸軍少將松石安治氏は病氣全治せず待命仰付られたり

▲大演習と九鐵 九州鐵道管理局にては來十一月七日より二十日まで肥筑の野に於て陸軍大演習擧行に付き輸送に力なきを以て同期間一般に團体乘車割引を停止する事に決したり

●鳳山將軍の慘死 在廣東 鳳山將軍は二十五日午後十時海軍省に達したる電報によれば二十五日[illegible]の際革命軍に狙擊せられ爆彈命中即死を遂げ護衛兵三十四名死傷し人心恟々たり

雜報

●師團交代配備期 松永第二師團は明四十五年一月任期滿了原隊に歸還すべしとは既報したる處なるが交代として第八師團を朝鮮守備の任に當らしむる事に決定し近く正式に同師團に命令ある筈なるが前記の如く[illegible]部の交代配備を了す明年二月頃より輸送を開始し全道現守備地に配備[illegible]りと云ふ

●鮮人と保險思想 朝鮮に於ける火災保險は東京火災保險會社の外十餘種あり何れも契約者の勸誘に從事しつゝあり契約者は殆んど全部內地人にして內地人八百に對する鮮人は由來文化の進步せざれば無理もなきことにて朝鮮に於ける保險事業の發生當時は從つて現今は保險の勸誘心にて保險思想の注入ならん但し文明の空氣に觸れたる人士にあつては既に業を知悉せるは勿論なるも斯る人士に過ぎず多くの鮮人に隱ずるは蓋し前途遼遠なり保險會社にては何れも[illegible]用ひ居るといふ

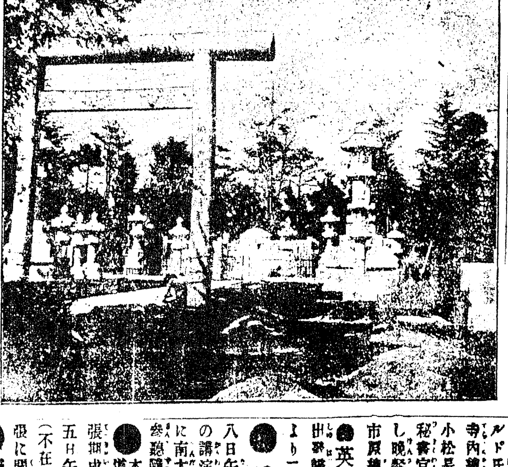
●總監觀光團引見 二十六日前十時より山縣政務總監は寺內總督に代り目下來京中の黃海道全州農[illegible]以下面里洞長五十四名に引見され宇佐美內務局長桑原秘書官臨席新庄通譯官の通譯にて一場の訓示ありたり

●對岸停車場問題 朝鮮鐵道にては從來安東縣に新義州驛出張所を設置して旅客及貨物の取扱ひをなしつゝありしが今回鴨綠江鐵橋開通するに付ては南滿鐵道との連絡は如何にすべきか即ち安東縣の停車場は之を南滿鐵道に於て經營するか朝鮮鐵道に於て經營するか或は前兩者の共同經營とするかは問題にて各自己の營業發展上大に影響を及ぼす事とて目下兩者間に種々商議を重ねつゝあるも未だ何等解決を見るに至らず當事者は大に苦慮しつゝありと云ふ

本社の追悼

本社は故伊藤公の二周年に際し謹みて追悼の意を表する旨の電報を二十六日付を以て伊藤博邦公に發す

谷垂に於ける故伊藤公の瑩塋



東京電報

▲故伊藤公祭典 本日故從一位大勳位伊藤博文公の二周年祭典谷垂の墓前に於て擧行せらる

●牛島漁業狀態 ——庵原水產課長談——

▲捕鯨事業 朝鮮の捕鯨事業は東洋捕鯨會社外數個の會社に依りて經營され漁業根據地は蔚山、長箭、馬養島、巨濟島の四個所にて毎年二百五十頭乃至三百頭の捕獲あり昨年一昨年は例年に比し成績好く輸送先きは勿論日本內地にて最初は重もに九州より中國方面に輸送され居りしが近年は中仙道方面及び年々有望の傾向を示しつゝあり需用は食用にて脂肪、鬚等は外國に輸出され居れり但し每年五月より九月迄の捕獲禁止を廢せば多數の捕獲あるは疑なきも右期間は繁殖の保護上到底廢すべからざるは言ふ迄もなし兎も角朝鮮の捕鯨事業の前途有望なるは疑なきところなり

▲移出の魚類 朝鮮より內地へ移出する魚類は多々あり外國輸出としては鮑、海鼠、干海老等にて明太は內地に亞て支那に輸出され居るが近は朝鮮內地の需用盛んなるに依り其の產出極めて多し而して昨年の漁獲高は八百四十五万餘圓にして內約四百万圓は日本に約九十五萬圓は支那に輸移出され殘餘は朝鮮に供給されたり

▲蟹の輸出と內地 北海道にては四年以前蟹罐詰の製造業者現はれ何れも外國輸出に從事し居るが近は外國(重もに米國)に於て從來料理に使用せるロープスター(伊勢蝦の如きもの)の供給減少せる反動として北海道の蟹罐詰を歡迎するにいたりし結果なるが昨年の輸出高は六十萬圓にして年々增加の傾向あり唯た昨今は數多の製造業者現はれ競爭激しきを以て勢ひ斯業者は相當の困難を感ずることならん而して蟹の種類の中イバラ蟹、ツバイ蟹、ケ蟹の三種は何れも優良なるものなるが中前二者を以て優れりとす

▲朝鮮の製造業者 朝鮮に於ける蟹の漁獲地は慶尙北道、咸鏡道、江原道等にして北海道の如くイバラ蟹、ツバイ蟹等は求むるを得ざるもケ蟹は多數棲息し居れり而して母國人にして同地方に於て蟹の罐詰製造を爲し居るものは僅かに二三人にして何れも內地に移出し居るも規模極めて小にして殆んど言ふに足らず又之れが製造の狀況及び製造高は昨今のところ之れを知るを得ずされば近時北海道地方の蟹罐詰製造者は漸く此の方面に着目し各々人を派して視察しつゝあるが要するに爰一兩年を經ば朝鮮沿岸の蟹は是等の製造業者に依つて多大の移出を見るにいたるべし

●大藏省の專賣視察員日程 今回朝鮮に於ける煙草及鹽幷に樟腦視察の爲め今北大藏省專賣局參事及同石井技師一行の來京せる視察日程を聞くに一行は目下巴城館に投宿中にして二十四日は水原模範場に於ける煙草の耕作狀況を視察し二十五日は仁川を二十六日は京城及附近を二十八日當地出發開城に赴き專賣事務を視察し之より平壤鎭南浦安東縣を經て南滿各地及北京等を視察し十二月末日歸任の豫定なりと

●軍司令官歸期 上田軍司令官は廿六日釜山を發し途中太田に二泊水原の守備隊等を視察し來る二十九日午後八時南大門驛着歸任すべしと

●市原總裁と英大使 市原朝鮮銀行總裁には二十六日午後七時より同社宅に目下來京中の英國大使マグドナルド氏及當地駐在同國總領事を主賓に寺內總督、山縣政務總監、小宮次官、小松長官、明石總長、外波少將、兒玉秘書官、藤田少佐、菱田通譯官を招待し晩餐の饗應ある等因に主人側として市原總裁及鮮銀理事數名列席す

●英大使の出發 廿六日朝當地出發歸東の筈なりし英國大使は都合により二十七日朝發に變更したり

●スター博士の講演會 二十八日午後七時より人類學者スター博士の講演會を京城基督教青年會主催の下に南大門通廣通館に於て開催何人も參聽隨意なりと

●本町道路期成會活動 本町道路擴張期成會幹事淵上貞助氏等七名は二十五日午前十一時京城府尹及京畿道長官(不在內務部長を)往訪し本町道路の擴張に關し詳細陳情するところありたり

●龍山官有地拂下運動 龍山にて軍用地又は鐵道用地を借受け住家又は貸家を造營しをる人々は目今龍山の衰微は之等私有地にあらざるもの其原因をなせりとなし左の請願書を林井甚七其他關係者連名にて本月十五日民團理事者及民長會議員諸氏に提出し其筋に運動せんことを企へり

謹で請願す小生等數年前より居を龍山に卜し軍用地又は鐵道用地を借受け住家店舖又は貸家を造營し聊か同胞發展の目的に向つて努力罷在り候處何分該借地に附隨する借地料の負擔から生ずるものありて自ら家賃又は生活費に影響する處あり加ふるに近年龍山一般を通ずる不景氣の餘勢を受け居留民一同殆んど生色なく病傷の爲當初永住の志望を放棄し家族を携へて他に歸住するもの日夜相踵ぎ空家軒を接し市況の銷沈目も當てられざる狀況を呈せり用ふに龍山の地京城の門戶を扼し水陸交通の便を占む軍營あり中央停車場ありて地の利を以てすれば最も早く發展せざるべからざる土地なり今や日鮮一邦に歸し新政着々其緒に就かんとして到る處活氣を呈し面目日々に更らんとするの時の運に會しながら依然として牢死の淵に呻吟し一縷の光明にだも接する能はざるものは畢竟市街の大部分が官有地にして一面借地料の苦痛あり一面土地に對する執着の念自己所有の土地に對するが如くなる能はずして勢ひ居留民の永住的觀念に影響する處少なからざるが故にあらずとせんや有力なる投資者來らざるも之が爲なり永久的企業の興らざるも之れが爲なり人口漸く減ずるも之れが爲なり依て此の際龍山に於ける現在の許借地幷に將來其筋に於て直接の必要なき區域は相當評價を以て斷然民間に拂下げられんことを希望す所有權の付隨すべき土地にして初めて有力なる投資者も來るべく永住的觀念も永久的企業も自ら興るべし龍山一般を蘇生せる現在の不景氣を救濟し前途の發展を期する所以の策之を措いて他にあらず唯小生等微力にして其筋を動かすに足らず仰ぎ願くは貴下小生等の希望を申達し其筋の聽許を得る所以の道に於て萬全の措置に出てられんことを謹て奉請願候也

●本町道路期成會總會 本町道路擴張期成會は同會成立後の行動に關し其の經過報告の爲め二十七日午後二時商業會議所樓上に於て總會を開催すべしと云ふ

●姓名改稱令 朝鮮人姓名改稱に關する件二十六日總督府令を以て左の通定められたる旨發布されたり

第一條 朝鮮人にして姓名を改稱せんとするときは左の事項を具し民籍謄本を添へ所轄警察署、警察分署又は憲兵分隊分遣所を經由し京城に在りては警務總長各道に在りては警務部長に願出て許可を受くべし

一、本籍住所姓名、職業、年齡

二、改稱せむとする姓名

三、改稱の理由

第二條 前條の願書に妻又は妾に在りては其の夫の承諾書滿二十歲以下の者に在りては戶主の承諾書を添附すべし

前項の場合に於て其の承諾を與ふべき者なきときは願書に其の事實を記載すべし

第三條 第一條により姓名改稱の出願を爲す者は手數料として五十錢を納付すべし

前項の手數料は收入印紙を願書に貼付して之を納むべし

附則

本令は明治四十四年十一月一日より之を施行す

●野田代議士の入京 政友會代議士野田卯太郎氏は朝鮮視察の爲め二十六日午後八時十分南大門着入京巴城館に投宿す

●青年會總理ブ氏歸米 京城基督青年會總理ブロクマン氏は二十六日午前九時南大門發釜山を經て歸米の途に就けり

●音樂會の開催 京城基督青年會の主催にて多數洋人及び邦人の音樂會を二十六七日の兩日午後六時より京城ホテルにて開く

公人私人

▲牧瀨五一郎(文部省參事官)二十五日京城ホテルへ
▲秋岡義一(衆議院議員)二十五日巴城館ホテルへ
▲鈴木源之助(朝鮮銀行義州支配人)二十五日山本旅館へ
▲尾西要太郎(朝鮮新聞記者)二十五日不知火へ
▲關野貞(宮內府囑託)二十五日大邱行
▲栗山俊一(宮內府囑託)廿五日大邱行
▲松井信助(木浦警務長警視)同日釜山行
▲米山久彌(東拓會社調查役)同釜山行
▲大津淸高(會計檢查院副檢查官)二十五日春川行
▲マグドナルド(英國大使)二十七日釜山行

仁川港出入船舶

△城津丸 廿七日長崎より入港
△蒼龍丸 同 芝罘へ向出港
△木浦丸 同 大坂へ向出港
△城津丸 同 大連へ向出港

▲京城手形交換高▼

十月廿五日 金高 一三一、四〇七、四九〇 枚數 四六

▲治外法權▼

昨本紙掲載の京電報に、漢口の我總領事館が、嚴正中立を宣言したとあるが、モシ本當なら大した事だ▲何となれば何人も知る如く、嚴正中立の宣言は取も直さず南軍を交戰團体と認むるものであつて從つて我外務省と南軍との間に一種の國際的關係を生ずる譯だから▲トワヘ今日の際、ドンナ電報でもと云ふに、右の電報をも速信することは出來ぬ、ダカラ記者は讀者諸君と共に後報を待つことにしよう▲故伊藤公の薨去二週年に際し、我總督府官憲間には何等祭典が無かつたようだが、アマリに云へば健忘な事だ、ト何も記者獨りが慨嘆する譯もない樣なもの〻、ドー性分だから仕方がない▲京城商業會議所副會頭深水淸外九十名が、當地に立すべき取引所の件に關し農商務省に指導を仰いたとの事だが、直ぐ眼の前に總督府があるのに、ソレを差措いて農商務省を煩はしのは一寸非常識の沙汰だ▲併しヨク考へて見ると仕方がない今の處ヒガミかは知らぬが、我京城人民等は、何か面倒な事を總督府へ持込んで行くと、乾度叱られるものと極めて居る、ダカラ無餘儀も親切にアラツて呉れソウな農商務へ持込んだのだ▲が、コンナ事をして居ては、官憲のタメにも人民のタメにもならぬ、出來るものなら、ドー官民の意志を疏通させタイ▲議政府南線の開通式に民間側へ案內狀を出さなかつた、大屋鐵道局長官は將さに開げんとする鴨綠江鐵橋の開通式に極めて大々的に、而かも早手廻しに民間側に向かつて案內狀を出した▲之れで見ると記者團が發した警告が少しはキイたようだ。



●總督府醫院を視る

（三十一日午後三時　覆面冠者）

[illegible]

向つて「看護婦さん甚だ恐縮です湯を一つ下さい」[illegible]

不知面である[illegible]

現代的[illegible]

やれ伴れさんやは慘狀なものだ、官吏以外の病人に平民扱ひをするのは事實だ、言語横柄、態度不遜、風貌傲慢、と云へば云へる、神經の昂ぶつた**病人を扱はすには不適當だと斷言**する、僕の接した看護婦に就てであることは勿論だ、昔から一に看[illegible]藥と云つてある、其看護婦の不[illegible]斯くの如くんば藤田院長の勵精、懇切なる設計も醫博士の起死回生の靈妙も半ば其効果を殺がれるのである

●姦婦に捨られ姦夫

▽本夫と姦婦を殺さんとす

江原道洪川郡西面東幕里三統八戸馬夫李池永（三〇）は本年一月頃より附近の李姜金姓女（二七）と姦通し情合深し四月頃には姦夫姦婦手に手を取り駈落を謀り八月十七日に必ず逃走すべく約束せしに女は男に嫌氣を生し十七日に到りしに來年春迄逃走を延期し更らに其後日今迄の關係を絶たんと迫りしに池永先は之を聞入れず互に情死す可しと金姓女に迫りしも金姓女も又已むを得ず本夫李に情を明したるより李は大に立腹し池永先に其の不都合を詰りしに池永先は平伏して謝罪するより相鎭は聞き入れぬ然るに一方池永先は愛想を付かされ本夫の前には平世に面目なしと本夫李及妻金姓を殺害して自殺す可く決心し本月十一日朝李相鎭方に小刀を携帶して暴れ込みしも目的を遂せず遂に京城第一分遣所に逮捕され金姓女は有根分遣所に逮捕され何れも檢事局に送られ野田手にて取調中

井門支店 房枝物語（上）

△果敢ない昔の夢の跡

「始めから泣け」との一生なので御座いましよう」と云つて能く彼の女は涼しい目に涙を宿した。

然うだ、此の世に生を得た其の時から暗い運命に捕はれて居た、罪の子なのであつた、其の幼名を露子と云ふ。

故あつて彼の女を知つてる僕は此の異郷の地に於て再び廻り逢はうとは夢にも思はなかつた、まして酒地肉林の巷に於てれやだ」と云つて友は醉後の眼をうるまして數奇を極めたる彼れの半生を物語つた。

武藏野に消え行く夕日雲を凝つと見入つて何故か物思ふ樣になつた、友染の袖美しき十才の秋故有つて彼の女は東都より雪深き信濃路に送られて、こゝに幾春を過ぐした、彼の女の今の父なる人はこゝの豪家に生れたのである。

清き千曲河の流れは彼の女を美はしく、聳ゆる靈峰の暗示は彼の女が天凛の才を發揮させて詩に歌に至る所可ならざるはなかつた。

下髪が稚兒髷に、近くまがれつとに進んだ頃は某女學校の才媛として信州文壇に雄飛して居た。

文藝會にかゝる會に華やかなる彼れがスタイルは頗ぶるふるつて居た、殆んど萬綠叢中紅一點の感があつた、彼れ露子の名は如何に若き青年の血潮を湧がしたことか、其の頃僕は彼の女を知つたのだ。

性はあざむく可らず、彼女は詩集片手に人なき折々はボロ〱と涙する、其の涙は紙上に花となつて咲くのであつた、何故の涙か、露子以外の者には知るあたはざる深き秘密の存するのであつたのだ。

其れは今は云ふ事が出來ない。

其の頃より事業ずきの彼の女の父なる人は縣の代理且つ賣店主任として各地の共進會に出張して居た。時折父につれ立ちて共進會場裡に現はれた彼の女は至る所、共進會の花とうたはれ、かゝる所の習ひとして新紙は筆を揃ゐて佳人露子の名をたゝへられた、花の姿を掲載して。

多情多感の趣味の人、詩人的な彼の女が又多くの店員を卒ゐた事業ぶりは實に美事であつた、彼れを知れる人々はいづれも驚きの眼をみはつた、如何なる場合にあつても、自ら先に立つて處理して行く手腕はさすがに父親も驚くばかりであつた。

一方彼の女の望みは洋畫にあつた、十六の春東都の某專門學校に入學した、紫の袴裾短かに、畫板懸けた快活なはいからな女學生姿は本郷は向ケ岡、白柏健兒の憧憬のまとになつて居たのだ、此時彼の父の事業は一大失敗を來たして居たが共進會出張は止めなかつた又も彼の女は活動場裡に立つに至つた。

●れ芽出度い江戸奴

▽田中さんの罪作り

洋行歸りの姐さん翡翠の江戸奴今では同樣の藝妓取締の重職に就いて居る者つて本紙に連載した半生史の語つた如く彼には當年六歳になる男の兒があつて目下日本の親元に在つて幼稚園に通つて居る、此の子のチャン即ち江戸奴姐さんの宿のれ前さんが三年前の秋の末桐の一葉の散る夕「エオイ子供んとこー賴んでせ」と粹な惡舌で遺言して彌陀か引鬚のれ船に乘せられてれ芽出度なりやあがつてからと云ふもの不仕合續きで遂に朝鮮くんだりまで出稼の憂目をはることになつたのだがいろはいたの文句ぢやないが樂は苦の種苦は樂の種とある通り間も無く「年が明けたら夫婦ぢやぞね」と申交す人が出來たので結句苦海も苦にならず年明けるを樂みに一生懸命稼ぐに身も着く貧乏なしでれブゥ錢にも事缺かず暮して居た八月上旬「ハヽビョウキ」の電報を受取つたので「例令一日でも看病がしたい」と樓主の方へ話した所「嘸々心配の事であらう歸國するには差支へないが契約にもある通り離れにても前借金の引受人を立てゝ呉れまいか他の妓の前もあるから」との事に江戸奴「御尤樣」と委細畏つて「年が滿けたら夫婦ぢやぞね」と申し交した一番のいゝ人なる總督府會計局用度主任田中宇四郎君を借金の引受人に立つて貰ひ旅費一切も調へて貰つて休業届を出して歸東ー看護せし甲斐あり母親の病氣も全快したるより本月中旬歸京した、さて是では面白くもない此の江戸奴田中君が獨身だと云ふを眞に受けて一生懸命此の十二月には落籍して貰うんだと力味返つて居るのだ、妹藝妓曰く「田中さんは餘程收入があるの」と之れを聞いた江戸奴「怪しからねよ、れ前さんは會計局の用度主任だから何だの彼だの舍宅料だのと大したもんだよ」と奥さんに成つた氣で居る處を御覽下さい

社告

天長節奉祝の爲め本社主催の下に擧行さる可き京城藝妓總出の神田祭式手古舞行列に關する詳細は次號に於て發表仕候

十月　京城新報社

●木遣唄の練習

當地中京兩檢番に屬する藝妓は二十六日より奉祝天長節手古舞木遣唄の練習を始めたり

●預けた女房が紛失

△五十男の泣つ面

仁川宮町料理店築港亭に二ヶ月程前より素的の美人が現はれたと云ふので大評判と成て間もなく寺町の靜亭に鞍替したのは何か仔細の有らんと探て見ると此女は原籍岐阜縣揖斐郡大那村字巽地の生れにて竹中はつ（三二）とて二年前寺町の耶馬溪に酌婦をして居た內某船長に落籍され手活の花と植ゑられたも束の間にて船長に厭氣がさし後足に砂を蹴立てゝ歸國したのは昨年の春なり越へて昨年の春再び渡鮮して溫陽溫泉の溫陽旅館に抱へられ一ヶ月斗り後帳場の後藤某（五〇）の女房が死亡したので一七日も過ぎぬ內に關係が付き人目も憚らず巫山戲居りしに同旅館も近來の不景氣に持切れず去八月閉店せしにぞ二人諸共仁川の一富士支店に來り厄介に成り居りしが二三日してれはつだけ前記の築港亭に無給で預け置き折々嬉曳し居たりしがれはつは美人なるより靜亭の親爺が嗅付け自分方に預り置かんとの申込みにより十數日前より靜亭にと替りしなり然るに靜亭によく遊びに來る仲町代書屋の近藤さんと元耶馬溪時代の知合なるより互に久濶の挨拶を爲し祝杯を上げた其の晩から乙な交情となり近藤は二百度熱に浮かされて家に歸るを忘れ四日間も流連と云ふ仕末なればれはつも後藤の方から呼びに來ても何日も居ないと斗りの返事に爺さん躍氣と成りて靜亭に談判を持込むと同時にれはつの捜査願を書て貰はんと代書人の近藤を尋ねると近藤は數日間歸宅せぬとの事に近藤さんが居なくては捜査願が書いて貰へぬと禿頭を光らして尋ねるれはつとタヨリにして居る近藤さんが雲隱れして居るとは神ならぬ身の知る由もなく近藤さん〱と探し回つて居る姿が淋しげなり

●放火犯人の處刑

▽八田利三郎方に放火せし

仁川支那町一丁目石炭商八田利三郎方元店員原籍岡山縣苫田郡高田村大字大篠二千二百七十四番地平民茂渡光三郎（三九）は同家に被雇中石炭代金五圓五十錢濟物浦精米所より詐取し其他數軒より同樣手段にて詐取費消したる事實發見され九月廿五日解雇されしを恨みとし翌廿六日同家の石炭倉庫に放火し延燒二戸に及びたるも直ちに其筋に逮捕され京城地方裁判所仁川支部に護送せられしは既報の通りなるが二十五日公判開廷放火及詐僞取財として懲役十五年に處せらる

●銀貨の僞造行使

▽飾屋の息子どの

西部藥峴百十統五戸白任德（二七）は父白南圭が銀細工職なるより何日とはなしに銀及び電氣メッキを覺へしより十錢銀貨五十餘枚を僞造し內十餘枚を京城鐘路にて使用したるを其筋に檢擧され京城地方裁判所の公判に付せらる

●盛なる哉內縁の妻

仁川花房町二丁目室本定一（三三）松坂町二丁目和田覺造內縁の妻小倉はる（三三）花房町二丁目石島宇次郎內縁の妻篠崎チユ（三三）花房町二丁目山本甚作內縁の妻松下スギ（三三）同岡西力太郎內縁の妻瀧田まつ（三二）及住所不定の磯榮吉（三五）の六名は一昨夜午前三時半頃前記室本定一方に於て賭博に夢中に成て居たるを其筋の手に押へられ殊歎騒ぎに成て本署に引致され取調の結果孰れも罰金五圓宛に即決

●龍山の腸窒扶斯

原籍三重縣鈴鹿郡鄕町字中町六百五十八番地當時龍山鐵道官舍第百二十號の七鐵道局小使片岡藤松（三五）妻さゑ（三五）嗣松（一六）みされ（一）は何れも二十四日より腸窒扶斯に罹り同所鐵道局避病舍に收容せられたり尚同家は家族六名の內前記四名共感染せしとは氣の毒なる一家と云ふべし

●阿片が飲たさに

中部大廟洞三統六戸南德鎭（二九）は淸國人の內に出入し阿片吸飲を好み其の代金調達の爲め本町二丁目五十番戸淀屋帽子店々舗に陳列の帽子二個を竊取し檢事局に送らる

●[illegible]量の賭博

中部寬仁坊承洞三十二統三戸文相俊（十五）中部瑞麟坊四統七戸李鳳吉（十五）の二名はパゴダ公園裏門に於て賭博を爲し北部署に檢擧され笞各三十に處せらる

●一つ撲つて四十撲らる

北部玉洞與文順（三五）は二十五日午後六時川口富之助なるものを毆打し北部署に於て笞四十に處せらる